

令和7年度 障害児通所・入所支援事業所等集団指導

次 第

日時 令和8年3月17日(火)

午前10時00分～正午

場所 名古屋市鯉城ホール

I 開会挨拶

名古屋市子ども青少年局子育て支援部長 加藤 清嗣

II 議 題

1 基準省令・報酬告示等に関する取扱いについて

2 令和8年度給付費体制等の届出等について

3 支援に関することについて

4 請求に関すること

5 その他

III 「強度行動障害児支援 ～見て、触れて、想いを支援に～」

株式会社あいぼ 代表取締役 奥山 善仁

(強度行動障害支援者養成研修講師(基礎・実践))

IV 閉 会

令和7年度 障害児通所・入所支援事業所等集団指導

資料目次

【議題1】基準省令・報酬告示等に関する取扱いについて

- | | | |
|-------------------|-------|-----|
| 1 各種届出 | | P.1 |
| 2 主な留意事項について(再確認) | | P.2 |
| 3 その他 | | P.7 |

【議題2】令和8年度給付費体制等の届出等について

.....P.8

【議題3】支援に関すること

- | | | |
|------------------|-------|------|
| 1 運営指導における主な指摘事項 | | P.13 |
| 2 過去の行政処分案件について | | P.18 |
| 3 その他 | | P.19 |

【議題4】請求に関すること

過誤申し立て依頼書の提出方法の変更についてP.21

【議題5】その他

- | | | |
|------------------------------------|-------|------|
| 1 本市における DX の推進関係 | | P.28 |
| 2 こども性暴力防止法施行に向けた対応 | | P.36 |
| 3 物価高騰補助 | | P.40 |
| 4 障害福祉サービス等情報公表制度における「経営情報」の報告について | | P.43 |
| 5 強度行動障害児への包括的な支援 | | P.44 |
| 6 福祉人材育成支援事業等 | | P.46 |

【講演】

「強度行動障害児支援 ～見て、触れて、想いを支援に～」.....P.50

株式会社あいぼ 代表取締役 奥山 善仁

(強度行動障害支援者養成研修講師(基礎・実践))

(参考資料)

- ・障害福祉サービス費等の請求について(愛知県国民健康保険団体連合会)
- ・令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について(抜粋)
- ・第54回(R8.3.10) 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(抜粋)

令和7年度 障害児通所・入所支援事業所等集団指導

【議題1】基準省令・報酬告示等に関する取扱いについて

1 各種届出

① 資格者証・実務経験証明書等の添付の取扱いについて【重要】

過去に市へ提出したと思われるものであっても、トラブル防止及び適正な事実確認のため、「変更届」もしくは「障害児(通所・入所・相談支援)給付費算定に係る体制等に関する届出書」の都度、当該届出に必要となる資格者証、児童指導員任用資格を証する資料又は実務経験証明書等(以下「資格者証等」という。)を添付していただきますようお願いいたします。

なお、当該届出に直接関わらない資格者証等の添付は不要です。

(例):児童指導員任用資格を証する資料において、複数の要件にて任用資格を満たしている場合は、児童指導員任用資格を証する資料のいずれか一つの添付で可能。ただし、児童指導員任用資格以外の要件実務経験の期間等も関わる場合は必要となる資料を添付する必要があります。

② 従業員の追加雇用に係る資格者証・実務経験証明書の取扱いについて

従業員の追加雇用に関する変更届は、給付費の「加算区分」及び「算定する単位数」に変更がない場合は、当該従業員に係る資格者証、児童指導員任用資格を証する資料又は実務経験証明書の提出は不要です。

③ 各種届出の審査の範囲

「変更届」もしくは「障害児(通所・入所・相談支援)給付費算定に係る体制等に関する届出書」の届出に係る審査の範囲は、当該届出に係る部分を審査しています。そのため、当該届出に関わらない部分については、基本的に審査の対象としませんので、あらかじめご了承ください。

また、市からの指摘がない場合であっても、事業者において、基準省令、報酬告示ははじめ関係法令を遵守する必要があります。ご不安な点等がある場合は、あらかじめ子ども福祉課に確認をお願いします。

(例):以前に市へ提出した勤務形態一覧表において、とある日の勤務形態が不適切な人員配置であったが、市からの指摘がなかったからその配置でも良い

と認識していた。

→事業者において基準省令を確認し、基準や要件を遵守した配置していただく必要があります。各種加算に係る人員配置も同様です。

2 主な留意事項について(再確認)

～過去の集団指導における主な留意事項を再確認します～

※今回の資料では、概要のみお示ししておりますので、詳細について、過去の集団指導資料の参照先 URL を記載しておりますので、合わせてご確認していただきますようお願いいたします。

① 支援プログラム及び自己評価結果の公表について(R6)

〈参照先 URL〉

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2025032500166/file_contents/03.pdf

【要点】

基準省令では、児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援について、支援プログラムについて公表することとなっています。

同じく、基準省令では、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援について、自己評価結果について公表することとなっています。

支援プログラム及び自己評価結果の公表については、「名古屋市子ども発達支援サイト すてっぷサポート」への掲載依頼をもって届出がされている取扱いとしています。

② 定員の遵守について(R6)

〈参照先 URL〉

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2025032500166/file_contents/05.pdf

【要点】

基準省令では、原則として、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業者は、定員を超えてサービスを提供してはならないことが規定されています。

減算が適用されない範囲内であれば受け入れをしていいわけではありません。

万が一、災害や虐待等のやむを得ない理由により、定員を超えて児童を受け入れる必要があると判断するときは、子ども福祉課に「やむを得ない定員超過の理

由書」を提出する必要があります。

③ 安全計画の策定及び送迎用自動車の安全装置装備の義務化について(R5)

〈参照先 URL〉

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2025032500166/file_contents/06_1.pdf

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2025032500166/file_contents/06_2.pdf

【要点】

基準省令により、障害児の安全の確保を図るため、障害児通所支援事業者は事業所ごとに安全計画を策定し、その内容を従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施することが義務付けられています。

また、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、基準省令が改正され、自動車への乗降車の際に、児童の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備が義務付けられています。

○安全計画とは

事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画

④ 児童発達支援管理責任者に関する取扱い変更について(R5)

〈参照先 URL〉

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2025032500166/file_contents/06_2.pdf

【要点】

児童発達支援管理責任者研修体系について改めてご確認していただきますようお願いいたします。

(1)基礎研修について

基礎研修修了のみでは児童発達支援管理責任者として従事することはできません。

(2)実践研修について

基礎研修修了後、実践研修受講前 5 年間に 2 年以上の実務経験を経た上で、実践研修を修了しないと児童発達支援管理責任者として従事することはできません(一定の条件を満たす場合は6か月の短縮措置あり)。

(3)更新研修について

5 年ごとの更新制度となりました。5 年ごとの更新研修を受講しなければ児童発達支援管理責任者として従事できません。

なお、期限内に更新研修を修了しなかった場合は、受講期限の年度末(3 月 31 日)をもって実践研修の修了証書は失効します。失効後に児童発達支援管理責任者として配置するためには、実践研修を再度修了する必要があります。

⑤ 業務継続計画の策定について(R4)

〈参照先 URL〉

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2025032500166/file_contents/06_2.pdf

【要点】

すべての障害児通所支援事業者は業務継続計画(BCP)を策定し、その内容を従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施することが義務付けられています。

策定にあたりましては、厚生労働省からガイドラインやひな形が示されていますので参考にしてください。

○業務継続計画(BCP)とは

感染症や災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

⑥ 感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための対策について(R4)

〈参照先 URL〉

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2025032500166/file_contents/06_2.pdf

【要点】

すべての障害児通所支援事業者は、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための取り組みを行うことが義務付けられています。

厚生労働省のマニュアル・手引きやひな形が示されていますので参考にしてください。

さい。

○義務化内容

- ①感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置、その結果について従業者に周知徹底
- ②感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための指針の整備
- ③従業者への定期的な研修・訓練の実施

⑦ 身体拘束廃止未実施減算について(R4)

〈参照先 URL〉

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2025032500166/file_contents/06_2.pdf

【要点】

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、事業所が取り組むべき下記の事項が義務化されています。未実施の場合、減算が適用されます。

各事業所において身体拘束について適正な運用を図っていただくようお願いいたします。

○取り組み事項

- ①身体拘束等の記録の整備
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、その結果について従業者に周知徹底
- ③身体拘束の適正化のための指針の整備
- ④従業者への研修実施

また、虐待の発生又はその再発を防止についても、下記の事項が義務化されていますので基準省令等のご確認をお願いします。

○取り組み事項

- ①虐待防止委員会の開催、その結果について従業者に周知徹底
- ②従業者への研修実施
- ③虐待防止のための担当者を配置すること

⑧ ハラスメント対策について(R3)

〈参照先 URL〉

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2025032500166/file_contents/06_2.pdf

【要点】

事業者は、適切な支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

〈特に留意されたい内容〉

- a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
- b 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

⑨ 定員超過利用減算について(R3)

〈参照先 URL〉

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2025032500166/file_contents/06_2.pdf

【要点】

(1) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

○利用定員 50人以下の場合

1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数をいう。以下同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用定員をいう。以下同じ。）に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(2) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

○利用定員 11人以下の場合

直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

3 その他

日々の人員配置、毎月の報酬請求や各種加算の算定等に当たり、関係法令は必ず確認していただきますようお願いいたします。なお、事業者ハンドブックは留意事項等が見開きで参照できるため見やすくなっておりますが、古い年度のものには基準省令の改正や報酬改定が反映されていないのでご注意ください。

〈参考 URL〉

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku>

	基準省令	解釈通知
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年2月3日厚生労働省令第 15 号) ※令和6年11月29日内閣府令第109号改正現在	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号) ※令和7年6月13日こ支障第263号改正現在
障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年2月3日厚生労働省令第 16 号) ※令和 6 年 11 月 29 日内閣府令第 109 号改正現在	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第13号) ※令和7年6月13日こ支障第263号改正現在

	報酬告示	留意事項通知
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号) ※令和7年3月31日こども家庭庁告示第2号改正現在	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号)※令和7年6月13日こ支障第263号改正現在
障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 123 号) ※令和7年3月31日こども家庭庁告示第2号改正現在	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号)※令和7年6月13日こ支障第263号改正現在

【議題2】令和8年度給付費体制等の届出等について

1 令和8年度給付費体制等の届出等について(障害児入所施設は除く)

今年度も、障害児(通所)給付費算定に係る体制等の確認を行います。ウェルネットなごや(※下記参照)から提出書類をダウンロードのうえ、以下の書類を届出フォーム(下記ページ内に届出用 URL を掲載します)よりご提出をお願いします。記載漏れのないようご注意ください。

対象事業所は、指定を受けている全事業所(令和8年3月新規指定事業所も含む)となります。

「ウェルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害児通所支援の事業者指定・登録等」>「指定・登録の様式等ダウンロード」>令和8年度 障害児(通所)給付費算定に係る体制等の確認について(近日公開予定)

(1)全事業所対象

□令和7年度勤務実績一覧表

□前年度(令和7年度)から加算区分に変更が無い場合

→障害児(通所)給付費体制等に関する確認書(別添)

□前年度(令和7年度)から加算区分に変更がある場合

→以下の書類を提出してください。

- ・障害児(通所)給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・障害児(通所)給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- ・各種加算にかかる加算届出書、添付書類等(資格者証等)

※その他事業所において確認しておいていただくこと(留意点)

・児童発達支援(児童発達支援センターを除く)に係る未就学児支援区分(IまたはII)に変更がないか確認をしておいてください。変更がある場合は、「報酬算定区分に関する届出書(児童発達支援)」にて届出をお願いします。

・看護職員加配加算(主として重症心身障害児を通わせる施設)を算定している場合は医療的ケア児の利用日数と医療的ケアスコアを用いて、令和8年度から加算区分に変更がないか確認をしておいてください。変更がある場合は、「看護職員加配加算に関する届出書」にて届出をお願いします。

・上記の加算区分の確認のための実績の集計結果は、運営指導時等に確認させていただく場合がありますので、事業所に備えておいてください。

- (2)管理者、児童発達支援管理責任者、運営規程等に変更がある場合
・指定障害児通所支援事業者変更届出書及び添付書類

注意点等

- ※令和8年5月1日の算定加算届も令和8年4月15日(水)が締切になっています。提出期限を過ぎると、6月以降の算定になりますのでご注意ください。
- ※加算届出書や添付書類等についての詳細は、ウエルネットなごやをご覧ください。
- ※様式が改正された書類もありますので、必ず最新の様式をウエルネットなごやからダウンロードしてください。
- ※職員配置変更や加算要件変更により加算が算定できなくなっていないかどうか確認してください。

- (3)提出先

〒460-8508(住所不要)

名古屋市役所子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援担当

- ※介護保険課、障害者支援課等の他課のものと、同一封筒で送付しないでください。

- (4)提出期限

提出期限…令和8年4月15日(水)(※郵送の場合は4月15日消印有効)

お願い

4月当初は、体制届や加算の算定に関し、多数の質問・お問合せのお電話をいただき、即時にお応えできない状況となることが予想されます。事業者の方におかれましては、「指定基準・加算届等にかかる質問票」により、FAX又はメールでのお問合せにご協力いただきますようお願いいたします。

2 令和8年度分の障害福祉サービス等処遇改善加算の届出について

令和7年度に加算を算定している場合でも、令和8年度も引き続き算定する場合は、改めて届出が必要になりますので、ご注意ください。

- (1)提出方法及び提出先

原則として、専用の提出フォームからご提出ください。インターネット環境がないなどの事業により提出フォームからの提出が不可の場合は、郵送でも受け付けますので事前に電話にてお申し出ください。封筒の宛先に「処遇改善計画書在中」と記載してください。

【提出先】〒460-8508(住所不要)

名古屋市役所子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援担当

※介護保険課、障害者支援課等の他課のものと、同一封筒で送付しないでください。

(2)提出期限

提出期限…令和8年4月15日(水)(※郵送の場合は4月15日消印有効)

(3)提出書類

様式をウェルネットなごやからダウンロードしてください。

>TOP>事業者の方へ>新着情報>令和8年度分の障害福祉サービス等処遇改善加算の届出について

3. 令和7年度分の障害福祉サービス等処遇改善加算の実績報告

(1)提出期限

令和7年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出することとなっています。

(2)提出書類

様式をウェルネットなごやからダウンロードしてください。

>TOP>事業者の方へ>障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務
>令和7年度分 処遇改善加算

4. 休止及び廃止の届出について

事業を休止または廃止する場合、下記のとおり法律で定められております。

参考(児童福祉法 抜粋)

第21条の5の19

④指定障害児通所支援事業者は、次条第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定通所支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援が継続的に提供されるよう、他の指定障害児通所支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第21条の5の20

④指定障害児通所支援事業者は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

つきましては、休止または廃止する場合は上記の責務が果たされたことが確認できる書類を必ずご提出ください。

なお、休止または廃止に係る届出の提出期限は休止・廃止する日の1か月前までですのでご注意ください。

前年度から加算区分の変更が無い場合

障害児(通所)給付費体制等に関する確認書

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市長

届出者所在地

(法人) 事業者名称

代表者職・氏名

事業所の名称	
事業所番号	
サービスの種類	
<p>自己点検を実施した結果、「加算区分」について前年度から変更がないことを「本書」により届出いたします。なお、点検内容を証明する資料を適切に保管するとともに、指定権者から指示があった場合、速やかに提出いたします。</p> <p>また、十分な点検を怠ったことによる報酬算定の誤り等が生じた場合は、指定取消等の行政処分や報酬の返還の対象となる場合があります、速やかに対応することを誓約致します。</p>	

※1 「加算区分」について、前年度から変更がない場合、「本書」を提出してください。

※2 「加算区分」について、前年度から変更がある場合、「障害児(通所)給付費算定に係る体制等に関する届出書」による届出が必要です。(本書ではありません。)

下記の必要書類を添付のうえ、ご提出ください。

- ・障害児(通所)給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- ・各種加算にかかる加算届出書、添付書類等(資格者証等)

※3 「福祉・介護職員等処遇改善加算」を算定する場合は、毎年度、処遇改善加算計画書の提出が必要です。処遇改善加算計画書を専用フォームより提出してください。(本書ではありません。)

※4 管理者、児童発達支援管理責任者等の人員変更がある場合は別途変更届の提出が必要です。

担当者氏名		電話番号		FAX 番号	
		メールアドレス			

(参考様式)

令和7年度 勤務実績一覧表（令和7年4月～令和8年3月）

支援の種類（ _____ ）

事業所名（ _____ ）

主たる対象（ 定め無し : 重症心身障害児 ）

【単位：時間】

サービス提供時間 定員【 人】	平日	～
	土・日・祝・学校休業日	～

職 種	勤務 形態	氏名	法人 役員	事項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0
				勤務日数													0
				勤務時間計													0

運営指導における主な指摘事項(令和7年度実施分)【資料集 議題3-1】

(1) 支援提供の記録

➡ 支援を提供した際は、その都度支援の内容等の必要な事項を記録するとともに、保護者から支援を提供したことについて利用の都度確認を受けること。

※ 障害により物理的に困難である等やむを得ない場合を除いて、保護者が同意していたとしても、事業所が保護者の代わりにサインや押印をしてはならない。

(2) 児童発達支援計画の作成

➡ 発達支援の基本となる「本人支援」、「家族支援」及び「移行支援」は必ず支援内容に盛り込む必要。

➡ 児童発達支援計画を作成したときは、当該計画を児童・保護者が利用する相談支援事業所に交付すること。

➡ モニタリングを実施し、児童発達支援計画の見直しを検討した結果、従前の計画から内容の変更が必要ない場合であっても、改めて計画の作成は必要。

(3)非常災害対策

- ➡腰より高い備品(棚等)、転倒した場合に危険な備品及び転倒した場合に避難等の導線を塞いでしまうおそれがある備品について転倒防止措置を施すこと。

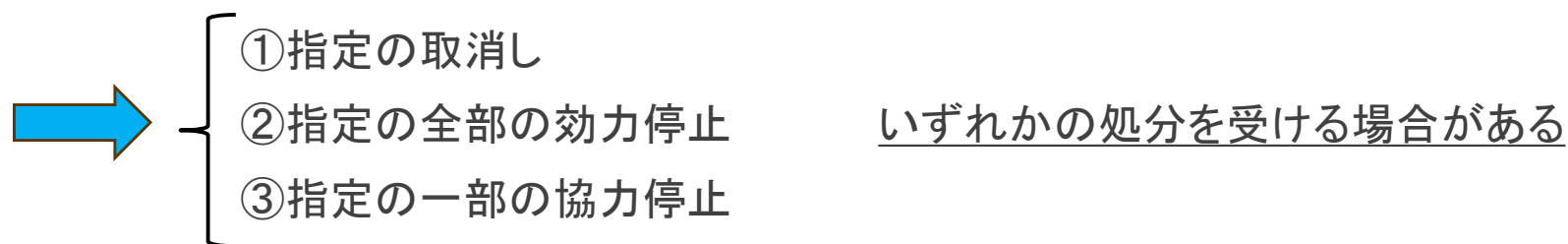
(4)業務管理体制の整備に関する事項の届出

- ➡すべての児童福祉サービス事業者は法人単位で、業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出る必要がある。必要な届出をすること。

◇ その他の主な指摘事項については資料集を参照し、今回指摘事項にあげていない事項についても、法令を遵守のうえ、適切に事業運営を行うとともに、支援の質の向上に努めること。

過去の行政処分について

児童福祉法第21条の5の24第1項各号に該当する場合（通所支援事業所の場合）



○過去の処分事例における主な処分事由

- ・不正請求
- ・不正な手段による指定申請
- ・虚偽の報告、虚偽の答弁

1 不正請求

給付費の請求に不正があること

(例) 架空請求、要件を満たしていない加算の算定、減算を適用しない給付費の請求

⇒ 不正請求には実際に支援を提供した事業所とは別の事業所で請求を行う場合も含まれ、
また、故意に行った場合に限られない

2 不正な手段による指定申請

指定申請において不正な手段を用いて指定を受けること

(例) 配置予定がない職員を配置するものとして申請

⇒ 児童発達支援管理責任者や人員基準上配置が必要な職員を指定日付けで変更する場合も「不正な手段による指定申請」とみなされる

3 虚偽の報告、虚偽の答弁

虚偽の(事実と相違する)変更届や給付費体制届等の提出、運営指導や監査時において虚偽の書類の提出、報告や答弁を行うこと

⇒運営指導(本市の場合、業務管理体制の一般検査を兼ねている)や監査は、児童福祉法に基づいて実施するものであり、虚偽の書類の提出や報告、虚偽の答弁を行った場合の罰則が定められている(児童福祉法第62条)

5 過去の行政処分案件について

年度	事業種別	指定年月日	処分内容	処分の原因となる事実	欠格事由該当者※	処分日	返還金
H27	児童発達支援 放課後等デイサービス	H25.7.1	指定取消し	不正請求 虚偽の答弁 不正の手段による指定申請	代表社員 管理者	H27.6.30	29,960,757円
	放課後等デイサービス	H25.4.1	指定取消し	不正請求 虚偽の答弁 不正の手段による指定申請	取締役 旧取締役 管理者	H28.3.31	45,607,055円
H28	児童発達支援 放課後等デイサービス	H27.4.1	指定取消し	不正請求 虚偽の答弁	代表取締役 取締役 管理者	H29.1.31	10,235,220円
H29	放課後等デイサービス	H29.8.1	一部の効力停止 (6月新規受入停止) H30.4.1～9.30	不正請求 虚偽の答弁 不正な手段による指定申請	なし	H30.3.20	1,605,337円
	放課後等デイサービス	H28.11.1	一部の効力停止 (6月新規受入停止) H30.4.1～9.30	不正請求 虚偽の答弁	なし	H30.3.20	2,058,231円
H30	放課後等デイサービス	H29.12.1	指定取消し	不正請求 虚偽の変更届 不正な手段による指定申請	代表取締役 (管理者不在)	H30.9.11	4,309,943円
	児童発達支援 放課後等デイサービス	H28.1.1	指定取消し	不正請求 虚偽の変更届 不正な手段による指定申請	代表取締役 取締役 管理者	H31.2.20	48,959,600円
R6	放課後等デイサービス	H27.9.1	指定取消し	不正請求 虚偽の変更届	代表取締役 取締役 管理者	R6.8.13	94,768,587円
	放課後等デイサービス	H26.4.1	一部の効力停止 (3月新規受入停止) R6.9.1～11.30	不正請求	なし	R6.8.13	84,520,220円
	児童発達支援	H29.5.1	指定取消し	不正請求 虚偽の答弁 虚偽の変更届	代表取締役 取締役 (管理者不在)	R6.8.13	101,479,286円
	児童発達支援 放課後等デイサービス	R6.11.1	一部の効力停止 (1月新規受入停止) R7.3.19～4.18	不正な手段による指定申請	なし	R7.3.18	なし

※指定の取消し処分を受けた事業者は、指定取消しの日から起算して5年を経過する間は児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の指定及び指定の更新を受けることができません。

また、欠格事由に該当する者が役員である法人及び管理者である事業所は、指定取消しの日から起算して5年を経過する間は児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の指定及び指定の更新を受けることができません。(児童福祉法21条の5の15第3項6号)

【議題3】 支援に関すること
～事業所における虐待通報対応について～

事業所における虐待通報対応について

虐待の発見者、被虐待者本人の通報・届出

区役所にて受付



事実確認・調査

区役所より調査依頼を受け**子ども福祉課**にて対象事業所へ調査等実施



指導等

虐待判定結果をもとに子ども福祉課において指導等実施

【議題4】請求事務等に関することについて

一説明事項一

- ア 過誤申立てについて
- イ 「欠席時対応加算」の同一日重複請求について
- ウ 複数児童用上限管理額管理結果票の電子化について
- エ 請求に関するウェブサイト・問い合わせ先窓口

ア 過誤申立てについて

重要なお知らせ

令和8年3月9日(月)より障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、障害児入所給付費において過誤申立て依頼書のオンライン受付が可能となりました。詳細は別添を確認ください。

オンラインでの受付開始に伴い、過誤申立て依頼書の様式を変更しました。今後作成されるものにつきましては、新様式での送信をお願いいたします。様式はウェルネットなごやに掲載しております。

(旧様式)

(あて先) 名古屋市長

過誤申立て(取下げ)依頼書
(障害児通所給付費、障害児入所給付費、障害児相談支援給付費請求)

申立年月日: _____

請求事業者	事業所番号				
	事業者及びその事業所の名称				
	所在地				
	電話番号		担当		

請求事業所番号	231001
請求事業所名称	名古屋市

下記の利用者にかかる請求の取り下げをお願いします。

番号	受給者証番号	受給者氏名(カナ)	サービス提供年月	申立事由コード	
				様式番号	申立理由番号
1			年 月		
2			年 月		
3			年 月		
4			年 月		
5			年 月		
6			年 月		
7			年 月		
8			年 月		
9			年 月		

(新様式)

(あて先) 名古屋市長

過誤申立て(取下げ)依頼書
(障害児通所給付費、障害児入所給付費、障害児相談支援給付費請求)

申立年月日: 令和 年 月 日

請求事業所番号	231001
請求事業所名称	名古屋市

事業所番号	
事業所及びその事業所の名称	
所在地	
電話番号	
担当	

【様式番号】

01:障害児相談支援給付費依頼書
02:障害児通所給付費・入所給付費依頼書

【申立理由番号】

01:請求期間による算定取り下げ
02:提供実績が請求期間による算定の取り下げ
03:上限の誤りによる算定取り下げ
04:その他の事由による算定の取り下げ

【請求事由番号】

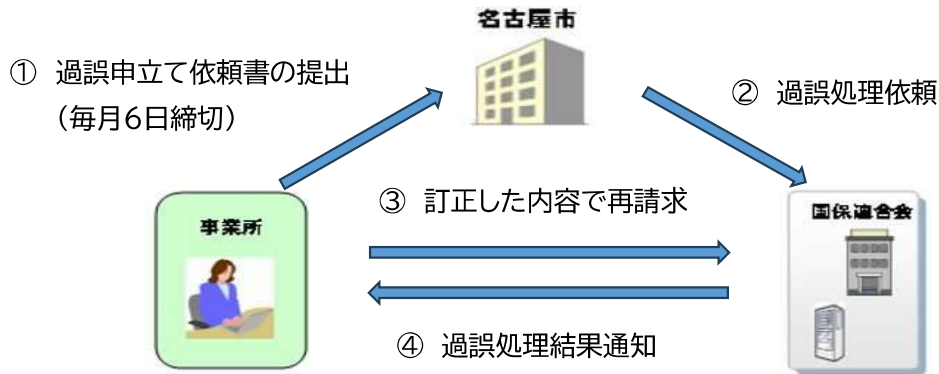
以下に該当する事由を選択し、欄頭に過誤の群番号を記入してください。
1:未請求期間内に請求漏れがあったため。
2:誤記しているサービスコードを修正して請求したため。
3:運営形態により過誤請求が利用したため(運営形態の随時内容変更等による変更)
4:もちろん申請年月ではなかったため
5:上級管理職(事業者)の誤記があったため
6:その他(欄外欄に記入)

下記の利用者にかかる請求の取り下げをお願いします。

番号	受給者証番号	受給者氏名	サービス提供年月	請求事由番号	請求事由番号	備考(過誤事由の群番号)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						

(1) 概要

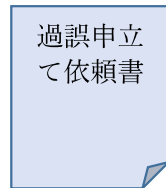
障害児給付費等の請求に誤りがあった場合は、過誤申立を行うことで当初請求を取下げることができます。国保連合会から、「支払決定通知書」が届き、支払いが確定したものが対象となります。「過誤申立て依頼書」の提出後、国保連合会あての再請求が可能になります。手続きの流れにつきましては、下記をご確認ください。



(2) 請求の流れ(事例)

① 過誤申立て依頼書の提出(事業所)

毎月6日締切です。オンラインでのご提出をお願いいたします。



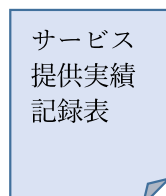
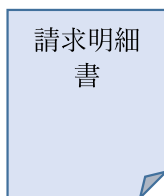
過誤対象者…1名(Aさん)
過誤対象年月…R7.4月提供分
過誤金額…30,000円

② 過誤処理依頼

国保連合会へ過誤申立てデータを送信します。(名古屋市)

③ 令和8年3月請求受付(事業所)

Aさんの令和7年4月分の再請求及び令和8年2月提供5名分を国保連合会に請求をします。(10日締切です。)



(令和8年3月請求分)

- 通常請求分
対象者…5名
対象年月…R8.2月提供分
金額…150,000円
- 再請求分
過誤対象者…1名(Aさん)
過誤対象年月…R7.4月提供分
再請求金額…20,000円
過誤金額…30,000円

④ 過誤処理結果通知及び支払

令和8年3月請求受付分が国保連合会で過誤調整され、令和8年4月中旬に事業所へ支払われます。

【令和8年3月請求受付分支払額】

通常請求分…5件	+150,000円
再請求分…1件	+20,000円
過誤分…1件	-30,000円
合計	140,000円

支払額がマイナスとなった場合、「過払金」として現金で返還していただくことになります。

←この金額が振込まれます。

(3) 留意事項

- ・**100件を超える**過誤申立については、事務処理上、事前に子ども福祉課まで連絡を入れてください。
- ・過誤申立て依頼書を提出後、**提出の取下げは対応いたしかねます**。また、他の事業所を含め、請求事務に支障をきたしますので、よく確認してから提出してください。

・過誤申立て依頼書のファイル名は、**【事業所番号+事業所名.xlsx】**にしてください。

(例) 事業所番号：2370000001 サービス事業所名：なごや児童発達支援事業所の場合
⇒ 2370000001 なごや児童発達支援事業所.xlsx

・過誤調整のスケジュールは現行から変更ありません。過誤申立て依頼書の名古屋市への**提出期限は、再請求を行う当月の6日まで**です。

(例) 令和8年3月5日にオンラインで過誤申立て依頼書を提出
⇒完了メール確認後、国保連への再請求は令和8年3月10日までに行ってください。

イ 「欠席時対応加算」の同一日重複請求について

本加算は、利用を予定していたが、利用者の急病等により利用を中止した場合に各事業所において算定できる加算となります。

しかしながら、障害児通所支援において一部適切とは言えないケースが見られます。以下に留意していただきますようお願いいたします。

(例)事前に、2つの事業所に予約を入れて、1つの事業所への取消の連絡が直前(利用日の前々日・前日・当日(営業日換算))となってしまったケース

A 事業所	B 事業所
利用	欠席時対応加算

⇒A 事業所のみ請求を通します。B 事業所は返戻にします。算定日等に誤りがあった場合は、再請求で対応します。

【保護者と契約する際の注意事項】

利用者側における複数事業所の予約が重複することもこのような請求事例の原因となりうるため、保護者との契約の際には、下記2点について理解を求めるとしていただきます。

- ① 児童発達支援や放課後等デイサービスが利用できるのは、1日1か所のみ
- ② 利用しない事業所には早めにキャンセル連絡をする。

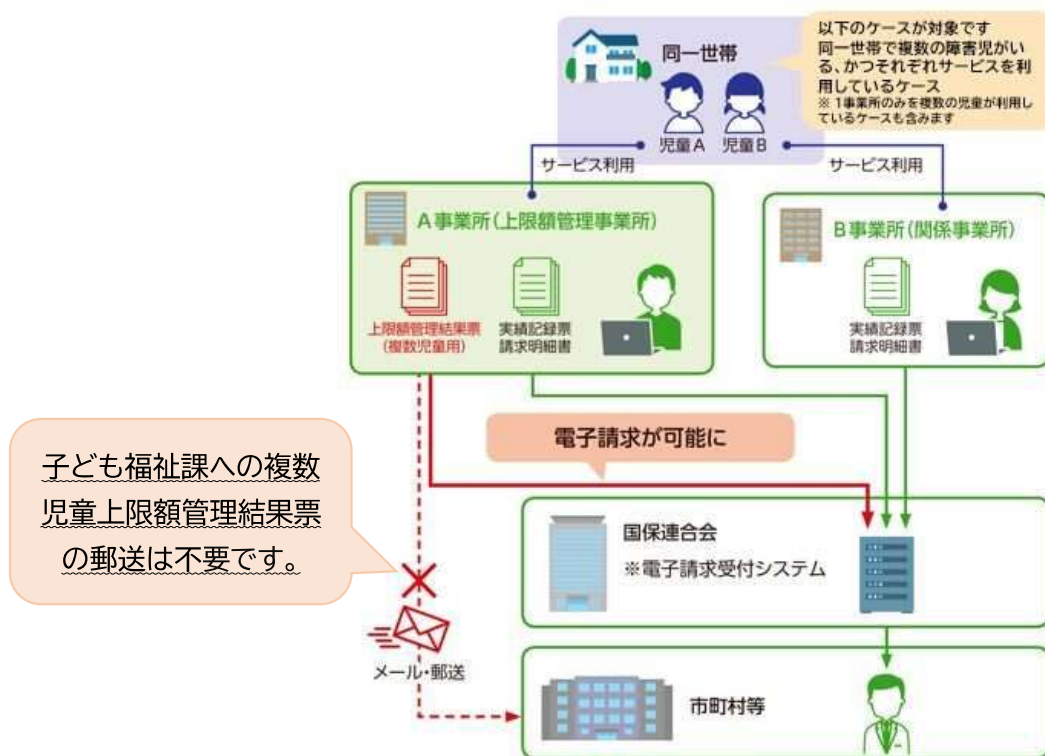
ウ 複数児童用上限額管理結果票の電子化について(令和7年5月請求分から開始)

(1) 概要

同一世帯に障害児通所支援を利用する児童が複数いる場合に、上限額管理事業所が名古屋市に郵送で提出していた複数児童用上限額管理結果票は令和7年5月請求分からは請求明細書等と併せて国保連合会への電子請求が可能となっています。

複数児童用上限額管理結果票の子ども福祉課への郵送は不要です。

【変更後の請求フロー(イメージ)】



(2) 請求に際して

- ・電子請求開始にあたり、特別な手続きは必要ありません。使用している請求ソフトで請求を行ってください。
- ・上限額管理事業所ではない事業所の請求方法は従前と変わりません。

エ 請求に関するウェブサイト・問い合わせ窓口

障害児支援の請求に関する情報を以下ウェブサイトに掲載しております。請求に関してご不明点等ありましたら、まずはこちらをご確認ください。

○国保連ウェブサイト

<https://aichi-kokuho.or.jp/nursing/syougai/index.html>

請求についての資料や障害児通所給付費等の支払予定日等が掲載されています。

○名古屋市公式ウェブサイト「ウェルネットなごや」

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/tsusyo/seikyu_dl.html

TOP> 事業所の方へ> 障害児通所支援の事業者指定・登録等> 請求関係等ダウンロード
名古屋市独自の3歳未満児の障害児支援利用料無償化に伴う事務取扱等の請求に関する情報や過誤申立て依頼書の様式等を掲載しております。

【問い合わせ先】

内 容	窓 口
民間の請求ソフトでの作成方法について	各ソフト会社にお問い合わせください。
簡易入力システムに関するお問い合わせ	障害者総合支援電子請求ヘルプデスク TEL:0570-059-403 FAX:0570-059-433 MAIL:mail@support-e-seikyuu.jp
障害児通所サービスの基本的な問い合わせ (請求方法・過誤申立ての方法等)	
エラーコードが「S」「T」以外で始まる場合 の請求エラーについて (国保連合会の機械審査による返戻)	
調整が必要な場合や請求に関する個別相談について(過誤等)	名古屋市役所子ども青少年局 子ども福祉課 TEL:052-972-2520 FAX:052-972-4440
エラーコードが「S」「T」で始まる場合(市町村の審査による返戻)	

令和8年3月9日から

障害児支援の過誤申立て依頼書

オンライン申請が可能になります

障害児給付費等の請求に誤りがあった場合に、事業所が名古屋市に郵送で提出していた過誤申立て依頼書を、**令和8年3月9日(月)**から、原則オンライン申請で行ってください。

対象となるサービス

障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、障害児入所給付費

オンライン受付フォーム

【URL】

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/shougaijishien-kago>

【ウェルネットなごや掲載場所】

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/tsusyo/seikyu_dl.html

TOP>事業所の方へ>障害児通所支援の事業者指定・登録等>請求関係等
ダウンロード

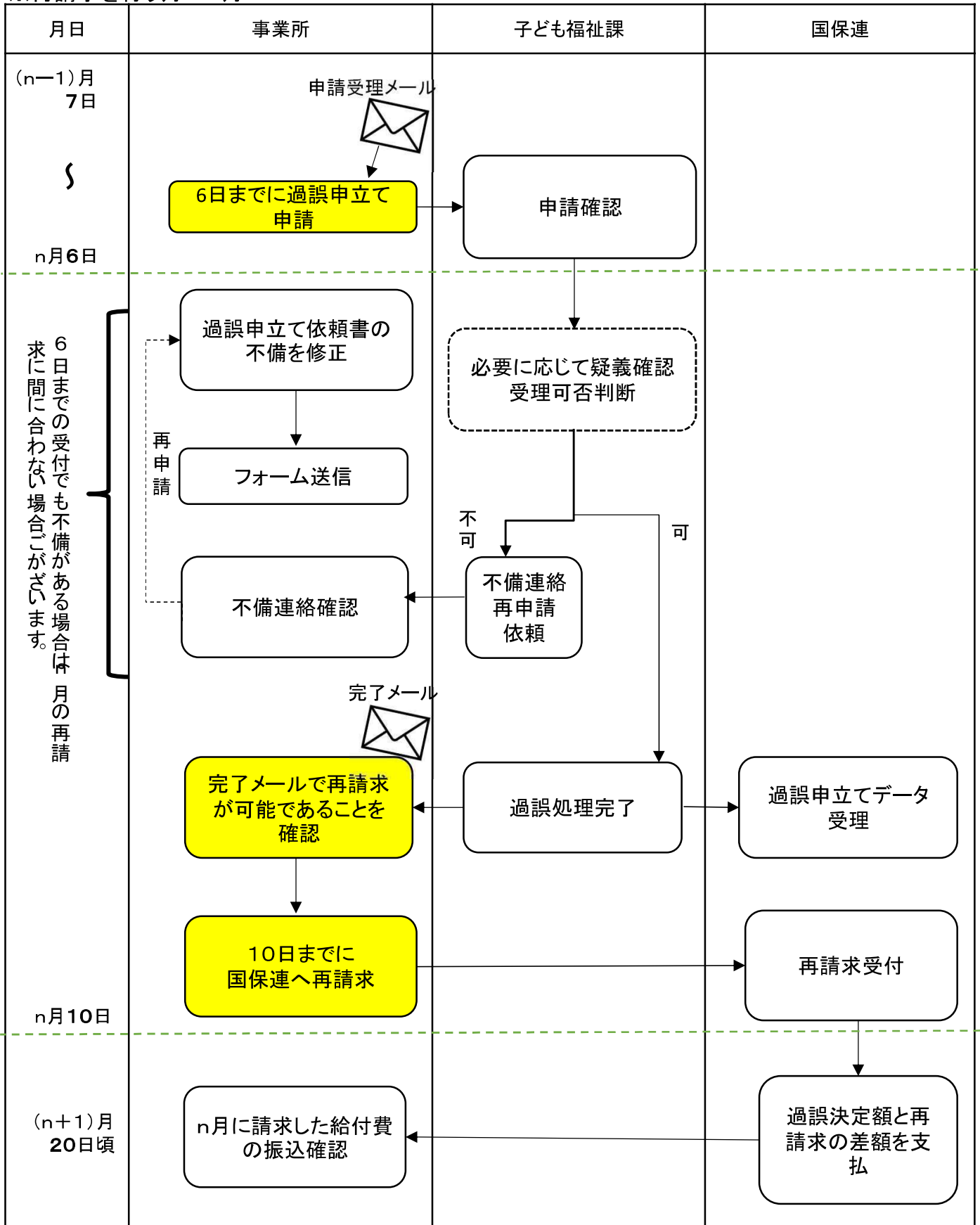
オンラインでの受付開始に伴い、過誤申立て依頼書の様式を変更しました。変更後の様式での送信をお願いいたします。新様式はウェルネットなごやの上記ページに掲載しております。

留意事項

- **100件**を超える過誤申立については、事務処理上、事前に子ども福祉課まで連絡を入れてください。
- 過誤申立て依頼書のファイル名は、**【事業所番号+事業所名.xlsx】**にしてください
(例) 事業所番号:2370000001 サービス事業所名:なごや児童発達支援事業所 の場合
⇒ 2370000001なごや児童発達支援事業所.xlsx
- 過誤調整のスケジュールは現行から変更ありません。過誤申立て依頼書の名古屋市への提出期限は、再請求を行う当月の**6日**までです。
(例) 令和8年3月5日にオンラインで過誤申立て依頼書を提出
⇒ 国保連への再請求は令和8年3月10日までに行ってください。
- 過誤申立てを提出後、過誤の取り下げはいたしかねます。他の事業所を含め、請求事務に支障をきたしますのよ確認してから提出してください。

障害児支援過誤申立ての流れ

※再請求を行う月＝n月



6日までの受付でも不備がある場合は、n月の再請求に間に合わない場合がございます。

【問い合わせ先】

名古屋市役所子ども福祉課

TEL: 052-972-2520 FAX: 052-972-4440

1 本市におけるDXの推進関係 【議題5-1】

運営指導システムの導入

児童福祉法に基づいて実施している運営指導において、令和8年度より新たにインターネット環境を活用した専用のシステム(運営指導システム)を導入し、運用方法を変更。

➡ これまで、書面等で行っていた運営指導に関するやりとりをシステム上で実施

- ・ 事業所のメールアドレス宛にログインURLを記載したメールを送付予定
- ・ 事業所アドレスを変更する際は、運営指導システム上で変更の連絡を必ず行うこと

指導システムに関する研修（オンライン） 令和8年3月23日(月) 13時から
※後日、研修のアーカイブとマニュアルをウェルネットへ掲載予定

1 本市におけるDXの推進関係 【議題5-1】

届出に係る業務の一部業務委託

令和8年1月より届出に係る業務の一部をアデコ株式会社へ委託をし、「障害児通所支援事業所届出事務センター」を開設

障害児通所支援事業所届出事務センターへ委託した業務

- ・ 変更届出書(一部例外あり)
- ・ 障害児(通所)給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算届出書)
- ・ 障害児給付費体制等届出確認書(毎年度4月にご提出いただくもの)

上記に関する、受付、内容点検、不備の補正依頼

持参による受付、対応は不可

1 本市におけるDXの推進関係 【議題5-1】

届出等の電子化

令和8年1月より届出の提出方法を電子フォームによる提出へ変更

届出内容ごとに専用フォームをウェルネットなごやへ掲載

- ・ 障害児通所支援事業所届出提出フォーム(変更届※・加算届・毎年度始めの体制届)
- ・ 障害児通所支援事業所届出提出フォーム(事故報告、やむを得ない定員超過理由書、業務管理体制の届出、休止・再開・廃止届)
- ・ 障害児相談支援事業所届出提出フォーム(変更届・加算届・毎年度始めの体制届)
- ・ 障害児入所施設届出提出フォーム

※事前相談が必要 やむを得ない児発管の欠如・事業所の移転、レイアウトの変更

定員の変更・特例によらない多機能事業所、重心事業所への変更等

1 本市におけるDXの推進関係 【議題5-1】

届出に係る様式の変更

児童福祉法施行規則の改正により、障害福祉サービスの各種届出については、国の標準様式により行うものとされた。

➡ 令和8年4月以降の提出の届出については、国の標準様式を使用して行う

変更される予定の様式

変更届出書 第15号様式の3 → 別紙様式第二号(国標準様式)

指定(更新)申請書 第15号様式の2 → 別紙様式第一号(国標準様式)

指定申請に係る各種書類 市様式 → 国標準様式

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 現在の様式から軽微な変更

届出を行う際は、最新の様式をダウンロードの上、提出すること

議題5-2. こども性暴力防止法施行に向けた対応

こども性暴力防止法の施行について

教育・保育等の子どもと接する現場での、子どもへの性暴力を防ぎ、子どもの心と身体を守るため、令和6年6月に「こども性暴力防止法」(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))が成立。

この法律が令和8年12月25日に施行予定となるのに伴い、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従業者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等が義務付けられる。

議題5-2. こども性暴力防止法施行に向けた対応

① 制度対象となる事業及び従業者

	対象事業	対象従業者
義務対象	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援 障害児入所施設	管理者、児童発達支援管理責任者、 児童指導員、保育士、 機能訓練担当職員、看護職員、 指導員、栄養士、訪問支援員等子どもと関わる職種 ※雇用契約の有無にかかわらず、 短時間の労働者やボランティアも対象。 ※事務職員や送迎の運転手等、業務内容によって継続的に 子どもと接する可能性のある職種は、事業者により判断。
認定対象※	居宅介護 同行援護事業 行動援護事業 短期入所 重度障害者等包括支援事業	管理者、サービス管理責任者、従業者等

※認定対象となる事業の運営者は、義務対象となる事業者が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨のこども家庭庁の認定を受けることができる。

議題5-2. こども性暴力防止法施行に向けた対応

② 児童対象性暴力等の未然防止のために事業者の方へ求められる取り組み内容

- 安全確保措置
被害の早期発見のための面談・アンケート、相談体制の整備等
- 犯罪事実確認
従事者(現職者を含む)の性犯罪前科の有無の確認
- 防止措置
犯罪事実確認の結果等をもとに性暴力のおそれがあると判断される場合、
内定取消や、子どもに接する業務に就かせない等の雇用管理上の措置の実施
- 情報管理措置
性犯罪前科等の情報の適正な管理

議題5-2. こども性暴力防止法施行に向けた対応

③ 法施行日までに行うべきこと

● 事務手続きに必要なとなるGビズIDの事前取得

- ・法施行後は、法に基づく全ての事務手続きを、現在こども家庭庁において開発中の「こども性暴力防止法関連システム(仮称)」(以下「システム」という。)を通じて行うこととなり、システムの利用登録に当たって、最初に「GビズID」を用いてシステムにログインすることが求められる。
- ・こども性暴力防止法施行以前で既存の事業所については、令和8年4月末頃以降に指定権者にGビズIDの取りまとめを行い、システムへの一括登録を行う予定。
- ・したがって、令和8年4月末までに、確実に「GビズID」の取得してください。
- ・なお、対象事業者のうち、犯罪事実確認などの措置が義務化される「学校設置者等」については、施行日から直ちに犯罪事実確認の手続きを行うことができる必要がある。

議題5-2. こども性暴力防止法施行に向けた対応

●事務手続きに必要なとなるGビズIDの事前取得

【システムの登録する流れ】

- (1)各施設・事業所は、その設置者である学校設置者等（事業所であれば、法人など）の代表者に対して、速やかに（遅くとも令和8年4月までに）GビズID（プライム）を取得するよう依頼する。

- (2)学校設置者等は、令和8年4月頃までに次の手続きを実施する。
 - ①GビズID（プライム）を取得
 - ②GビズID（プライム）を取得後、必要に応じてGビズID（メンバー）を登録
 - ③取得または登録したGビズID（プライム、メンバー）の情報を、各施設・事業所に共有

議題5-2. こども性暴力防止法施行に向けた対応

- **事務手続きに必要なとなるGビズIDの事前取得**

【GビズIDの申請方法】

GビズID(プライム)の取得申請の方法については、デジタル庁のWebサイトに掲載されている「ご利用ガイド」や「解説動画」を参照し、同サイトから申請いただくようお願いいたします。

議題5-2. こども性暴力防止法施行に向けた対応

●事務手続きに必要なとなるGビズIDの事前取得

【その他】

- (1) GビズIDとは、事業者が一度アカウントを取得すると、
国や地方公共団体等の240以上のウェブサイトログインできるようになる認証サービスのこと。
- (2) 通常であれば、オンライン申請では最短即日で、
書類郵送申請では2週間程度で発行可能ですが、4月頃は、
申請から取得まで、通常よりも時間がかかることが想定される。

参考

【令和7年6月 施設入所児童等へのわいせつな行為に対する再発防止検討会の報告書(名古屋市)】

<https://www.city.nagoya.jp/houdou/pressr7/pressr7-06/3002125.html>

【令和7年11月 施設等における職員による児童生徒性暴力にかかる調査報告書(名古屋市)】

<https://www.city.nagoya.jp/houdou/pressr7/3002886/3003367.html>

【教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針(横断指針)】

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/odanshishin>

議題5-3. 令和7年度民間児童養護施設等給食費に係る 物価高騰対応支援補助(障害児)の実施について

・ 交付の条件

- ・ 令和8年3月1日時点において、市内の事業所等で、利用者に対するサービス提供を実施していること。
- ・ 事業所等を利用する児童に対して給食を継続的に実施していること。
- ・ 事業者が利用者へ提供する食事に係る食材費の全部又は一部を負担していること。
- ・ 支援金を物価高騰の影響を受けつつも、サービスの質を維持するための経費に活用すること。

・ 対象経費及び交付額【食材費】

障害児入所施設 $80円 \times (\text{給食提供延数}) - (27,000円 \times \text{定員数})$

障害児通所支援事業所 $80円 \times (\text{給食提供延数}) - (9,000円 \times \text{定員数})$

・ 申請方法

法人ごとに取りまとめのうえ、申請用フォームから提出

・ 申請受付期間

令和8年3月9日(月)～令和8年4月17日(金)※期限以降の申請は一切受理できません。

令和 8 年 3 月 9 日

障害児通所支援事業所 管理者 様
障害児入所施設 管理者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

令和 7 年度民間児童養護施設等給食費に係る
物価高騰対応支援補助（障害児）の実施について

日頃より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、物価高騰の影響を受けている施設・事業所の負担を軽減し、安定的にサービスを提供できるよう支援するため、下記のとおり物価高騰対応支援金を支給することといたしましたので、お知らせします。

記

1 対象事業所等

市内に所在する児童福祉法に基づく民間の障害児通所支援事業所及び障害児入所施設

2 交付の条件

- (1) 令和 8 年 3 月 1 日時点において、名古屋市内の事業所等で、利用者に対するサービス提供を実施していること。
- (2) 事業所等を利用する児童に対して、給食を継続的に実施していること。
- (3) 事業者等が利用者へ提供する食事に係る食材費の全部又は一部を負担していること。
- (4) 支援金を物価高騰の影響を受けつつもサービスの質を維持するための経費に活用すること。

3 支援金の交付額

障害児入所施設

$(80 \text{ 円} \times \text{給食提供延数}) - (27,000 \text{ 円} \times \text{定員数})$

障害児通所支援事業所

$(80 \text{ 円} \times \text{給食提供延数}) - (9,000 \text{ 円} \times \text{定員数})$

※給食提供延数については、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の期間に提供した数とし、定員数については、令和 8 年 3 月 1

日時点における定員数とする。なお、上記で計算した結果、0円以下となる場合には、支給しない。

4 交付の申請

(1) 申請方法

市指定の申請書（ウェルネットなごやに掲載）に必要事項を記載し、法人ごとに取りまとめのうえ、申請フォームへ提出してください。

【申請フォーム URL : <https://logoform.jp/form/mX9C/1483370>】



【ウェルネットなごや URL : https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2026030500035/】

ア 交付申請書

※本市に口座登録をしていない法人については、
以下も提出が必要。

イ 振込先の口座情報のわかるものの写し（通帳のコピーなど）

(2) 申請期間

令和8年3月9日（月）から令和8年4月17日（金）まで

【担当】

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課
電話：052-972-3187

議題5-4. 障害福祉サービス等情報公表制度における「経営情報」の報告について

・ 報告の単位

障害福祉サービス事業所単位

※事業所ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位の報告でも可。

・ 報告期限

令和8年3月31日(火)まで

※経営情報は、毎会計年度終了後に報告が必要ですが、令和8年4月1日以降は、報告期限が「毎会計年度終了後、3か月以内」となります。

・ 報告が必要な経営情報

令和6年度決算情報→会計年度の始期が「令和6年1月～12月」のもの

【議題5-5】強度行動障害児への包括的な支援について

令和8年度から、強度行動障害児への包括的な支援のため、「事業所等における受入に必要な環境整備に係る補助」(新規事業)及び「強度行動障害支援者養成研修」の拡充を行います。

①事業所等における受入に必要な環境整備に係る補助(新規)

〈事業の概要〉

- ・環境整備補助は、強度行動障害の状態にある子への支援で必要な、予防的な観点(環境構造化・見通しの確保)及び対処療法的観点(行動が出たときの安全確保・適切対応)から行うものとする。
- ・対象児童の支援方法について、名古屋市発達障害者支援センターの地域支援マネージャーまたはアドバイザーから一定期間訪問コンサルテーションを受け、対象児童の支援方法等について連携を行い、対象児童の状態や支援方法の改善につなげていくものとする。
- ・効果的な支援にあたり必要な環境整備について経費の一部を補助するものとする。

※補助要綱等の詳細は、今後ウェルネットなごやに掲載します。

②強度行動障害支援者養成研修(拡充)

〈拡充の内容〉

強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児の支援について、支援スキルのある職員の配置や支援現場で求められる障害特性に配慮した具体的な計画作成や、チーム支援が行える人材を充実させるため、また事業所からの研修受講ニーズに応じるため、実践研修の回数を年1回から、2回へと増加させるとともに、基礎研修も含めて、研修1回あたりの定員の拡充を行う。

基礎研修…年2回開催(定員各35名)→年2回開催(定員各40名)

実践研修…年1回開催(定員各35名)→年2回開催(定員各40名)

※基礎研修…適切な支援を行う職員の人材育成を目的。

※実践研修…適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的
(基礎研修修了者が受講対象)



本市で実施する

補助事業について

名古屋市子ども青少年局
子ども福祉課

本市の補助事業について

詳細についてはウェルネットなごやに掲載します

事業概要

補助額

申込方法

奨学金返済
支援事業

在学中に貸与を受けた奨学金の返済を行う職員を対象に費用の一部を補助

上限**15万～30万**
(条件によって異なる)

原則、電子申請システム
(紙での申請も可)

NEW

福祉人材育成
支援助成事業

従事者のキャリアアップの取り組みの促進を図るため、事業所が実施する資格取得支援に係る経費の一部を補助

要した経費の経費の4分の3
上限額**10万円**

原則、電子申請システム
(紙での申請も可)

NEW

外国人介護
人材等導入
支援事業

外国人障害福祉人材の導入を促進するため、外国人障害福祉人材を初めて雇用する事業所に対して一人目の雇用に係る費用の一部を補助

要した経費の経費の4分の3
上限額**55万円**

原則、電子申請システム
(紙での申請も可)

外国人技能
実習生受入
支援事業

外国人技能実習生が受講を義務付けられている入国後講習に係る費用の一部を補助するもの

要した経費の経費の4分の3
上限額**12万円**

原則、電子申請システム
(紙での申請も可)

R8年度新規事業

福祉人材育成支援助成事業について

対象経費

試験料、研修受講料、テキスト代

対象となる研修

事業所の指定を受けているサービスに関するもの

(社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験、保育士試験、強度行動障害支援者養成研修、喀痰吸引等研修、相談支援従事者初任者研修等)

補助額

要した経費の経費の4分の3
上限額10万円

開始時期

令和8年4月1日

事業の流れ



申請書等の提出
試験日、研修日の10日前までに提出



交付決定



試験・研修の実施
(費用を法人や事業所が負担)



事業完了の報告



助成金の支払い

R8年度新規事業

外国人介護人材等導入支援について

外国人人材導入に向けた相談窓口の設置等の支援を行います

対象経費

事業所が初めて雇用する外国人介護人材の導入の経費

対象の外国人

技能実習生、在留資格「特定技能」、EPAに基づく外国人介護福祉士候補者

対象となる経費

監理団体等への入会金・会費、紹介料・手数料、管理費・支援委託費、ビザ申請費用、健康診断費、渡航費、居住費等

補助額

要した経費の経費の4分の3
上限額55万円

開始時期

令和8年4月1日

事業の流れ



申請書、導入申請書等の提出



交付決定



外国人人材の受け入れ



事業完了の報告



助成金の支払い

集団指導 強度行動障害児支援 ～見て、触れて、想いを支援に～

強度行動障害児支援 基本は「特性の理解と環境調整」!



株式会社あいぼ 代表 奥山 善仁
放課後等デイサービス・生活介護・行動援護
強度行動障害支援者養成研修講師(基礎・実践)

事例や資料も
載せています

あいぼ
ホームページ



強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会 報告書

令和5年3月30日 **厚生労働省**

1. はじめに（検討の背景）

自閉スペクトラム症や知的障害の方で強度行動障害を有する者は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困り事が著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、個々の特性に応じた関わり方や環境の整備など適切な支援の継続的な提供が必要である。

強度行動障害を有する者への支援に際しては、強度行動障害は、生来的な障害ではなく、周囲の環境や関わりによって現れる「状態」であり、児童期からの適切な支援や、本人の特性に合った環境調整等によって、状態が大きく改善され得るものである点に十分留意して検討が進められる必要がある。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001080076.pdf>

5) こども期からの予防的支援・教育との連携

- **強度行動障害の状態を予防するためには、3歳児**健診等で、重度の知的障害を伴う自閉スペクトラム症のあるこどもの中で特に睡眠の問題があり、こだわりが強く衝動性があるこどもを把握して、**早期にこどもと家族への支援を開始することが重要**である。
- 幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、福祉と教育が、知的障害、**自閉スペクトラム症等の発達障害の特性**に応じて、共通の理解に基づき一貫した支援を連携して行うこと、また、**障害特性のアセスメント**や**環境の調整**に取り組むなどの**行動上の課題を誘発させない支援**を提供していくことが必要である。強度行動障害が重篤化する前にアプローチすることが重要であり、特別支援学校と児童発達支援センターや放課後等デイサービス等が連携して支援にあたる体制づくりを進めることが必要である。
- 強度行動障害の状態を**予防する観点**から、**児童発達支援や放課後等デイサービスの支援の専門性を上げる**ことが重要である。地域の児童発達支援の中核となる**児童発達支援センター**の機能強化を進め、強度行動障害の状態を予防する観点も含めて、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス等に対してスーパーバイズ・コンサルテーションを行う取組を進めることが必要である。

こども家庭庁の資料より

* 強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会

- **3歳**までに強度行動障害の状態となる高リスクのこどもを把握し対応していくことが重要である。
- 小学校時代（10歳以降）に強度行動障害の諸症状が悪化し、思春期でかなり顕著になっていくというパターンがみられた。
- 強度行動障害の状態を予防するためには、3歳児健診等で、こだわりが強く衝動性があるこどもを把握して、早期にこどもと家族への支援を開始することが重要である。
- **幼児期・学童期・思春期の支援**にあたっては、福祉と教育が、知的障害、自閉スペクトラム症等の発達障害の特性に応じて、共通の理解に基づき一貫した支援を連携して行うこと。また、**障害特性のアセスメント**や**環境の調整に取り組む**などの**行動上の課題を誘発させない支援**を提供していくことが必要である。

3歳児でも有効な支援方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/001270355.pdf>

障害のある子供の教育支援の手引
～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～
令和3年6月 **文部科学省**初等中等教育局特別支援教育課

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

VII 自閉症

(2) 教育的ニーズを整理するための観点 自閉症のある子供にとって適切な学びの場を検討するためには、子供一人一人の教育的ニーズを整理する必要がある。ここでは、教育的ニーズを整理するための観点を、①自閉症の状態等の把握、②自閉症のある子供に対する特別な指導内容、③自閉症のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容とし、それぞれについて述べる。

(4) 自閉症のある子供に対する支援としての構造化 自閉症のある子供には、活動などを分かりやすくするための構造化が有効である

① 物理的な構造化 ② 時間の構造化 ③ 活動の構造化
④ 一連の流れの構造化 ⑤ 課題の構造化

構造化
＝環境調整

文部科学省：障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

< 強度行動障害支援者養成研修 >

強度行動障害児・者支援の標準化

* 強度行動障害の97.5%が自閉スペクトラム症

～支援の基本的概念～

「自閉症の**障害特性の理解**からスタート」

「**構造化**を中心とした**環境調整**の重要性」

幼児期から成人期まで共通！

個別サポート加算
→環境調整が必要な方

* 強度行動障害児支援加算は状態が悪化してしまっただ児童に対する加算

自閉症とは | 三つ組の障害

* 現在は自閉スペクトラム症

【三つ組】

社会的相互作用の 質的な障害

- ・人と集団との関係に難しさ
- ・状況の理解ができない
- ・人の気持ちが理解できない

【その他】

- 感覚過敏・鈍麻
- 多動
- 睡眠の問題

想像力の障害

- ・物に対して強い興味
- ・常同・反復的な行動
- ・変化への対応困難

コミュニケーションの 質的な障害

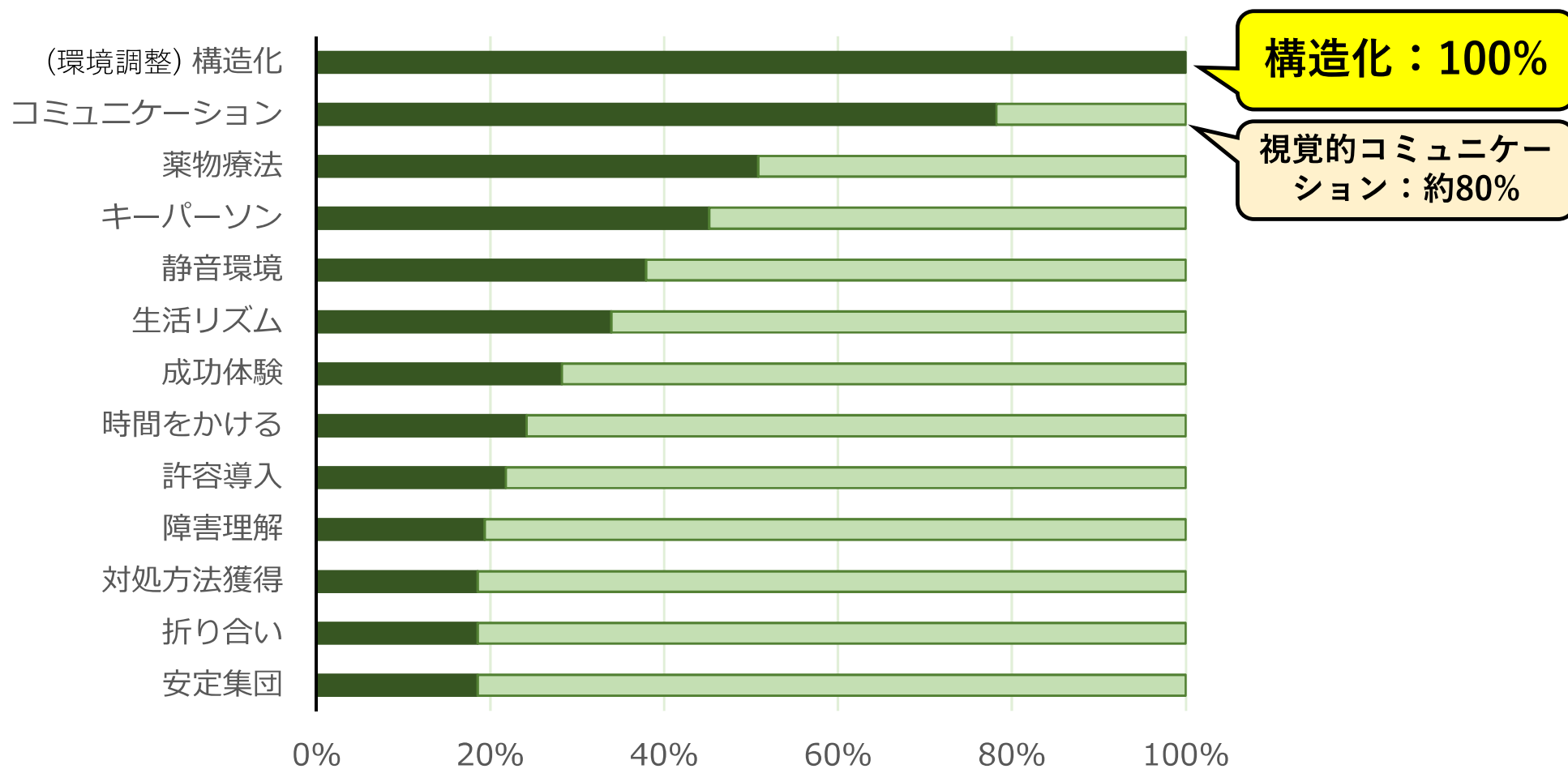
- ・理解が難しい
- ・発信が難しい
- ・やりとりが難しい

(例)苦手なこと
・予定が替わる
・何もない時間
・広い部屋

自閉スペクトラム症
が何か分からないと
「**健常児の子育て**」
に寄っていきがち

<https://www.nozomi.go.jp/training/supporter.html>

強度行動障害（自閉症）に有効だった支援



引用：独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 強度行動障害支援者養成研修資料

視覚の優位性

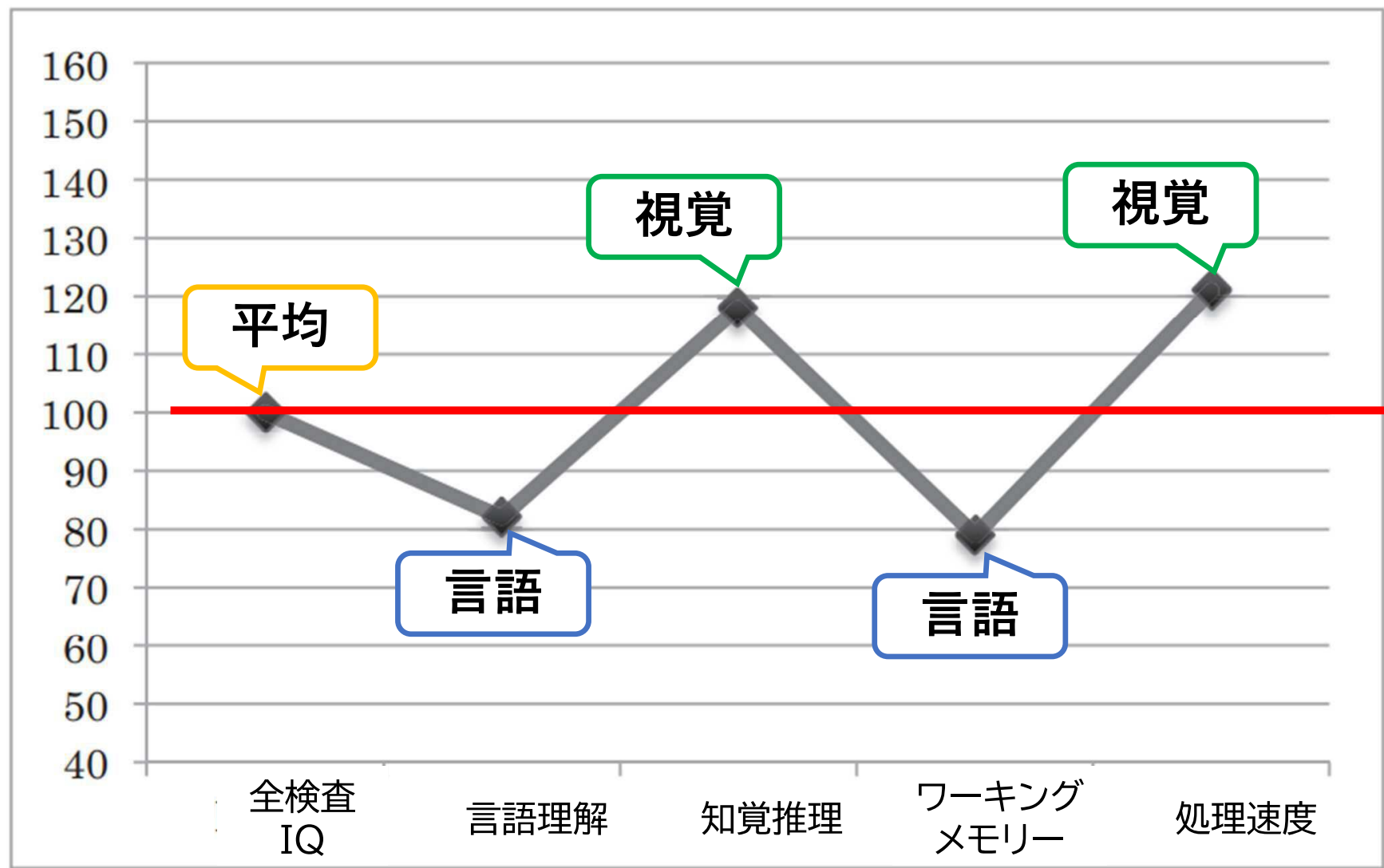
自閉症児者は、耳で聞くよりも眼で見るほうが認識しやすい特性（視覚優位）がある

認識する処理に差があり、視覚的情報処理の方が優れている。→発達検査

* 声や音は聞こえている。情報処理に差がある。



視覚的な支援を増やす事で、伝わりやすくしていく



カナータイプ：言語が少ないタイプ

ASD (カナータイプ)

構造化とは (環境調整)

「わかるように伝えるための環境を整える方法」

～構造化の種類～

強度行動障害支援者
養成研修

<空間の構造化>

エリアを分ける・仕切りや配置等

<スケジュールの構造化>

本人が見て先の予定が理解出来るように

<視覚的構造化>：課題や作業

課題や作業を理解しやすく用意する

<ワークシステム>：作業や学習環境の整備

課題や作業を行なう際に、決まった流れ・手順・配置等

思春期に向けて

強度行動障害の推移

力で制御されていた子は、力が強くなった時に制御できなくなる可能性がある

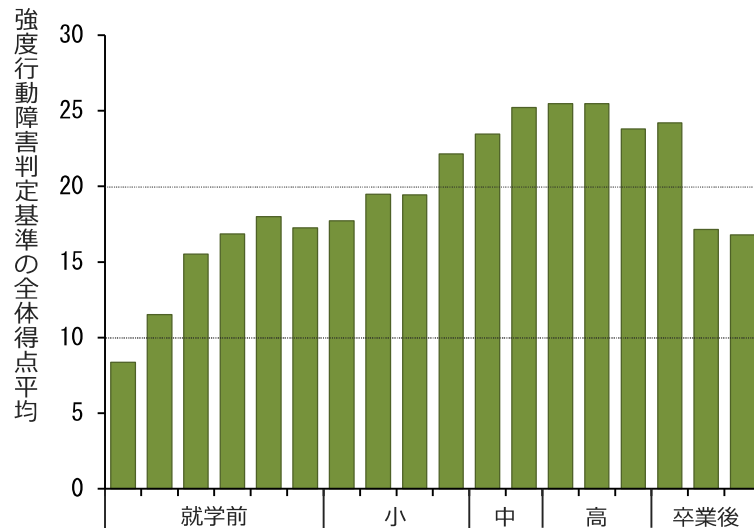


Fig. 強度行動障害得点の時期別の平均



Fig. 行動障害が最も大変だったと

- ❑ 最初から強度行動障害というわけではない
- ❑ 中学校、高校、高校卒業直後に問題が大きくなるケースが多い
- ❑ 学校卒業後に比較的落ち着くケースもある

予定や変更が伝わるように支援
→ 構造化

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会（2012）「強度行動障害の評価基準等に関する調査について報告書」より引用

児童：早期療育

強度行動障害の推移

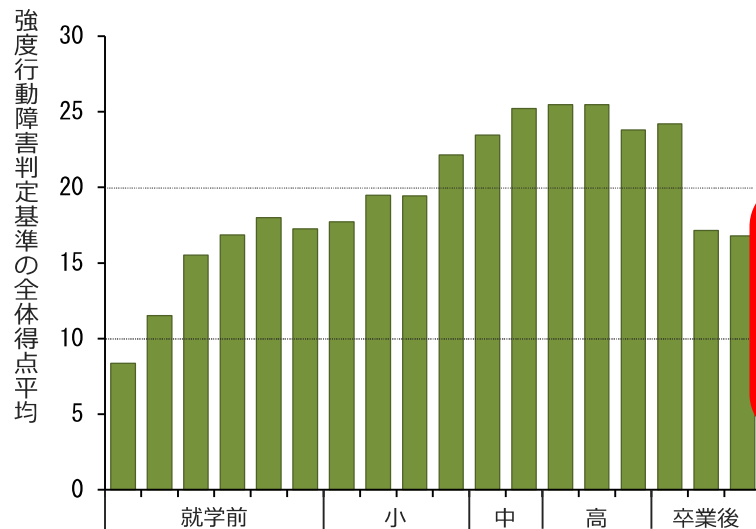


Fig. 強度行動障害得点の時期別の平均

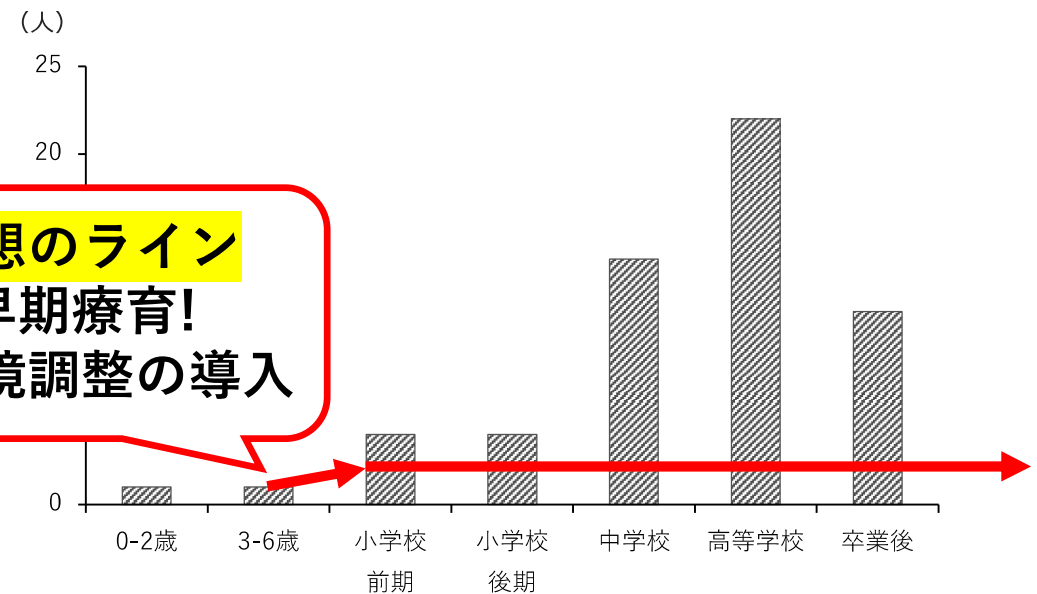


Fig. 行動障害が最も大変だったと思う時期

- ❑ 最初から強度行動障害というわけではない
- ❑ 中学校、高校、高校卒業直後に問題が大きくなるケースが多い
- ❑ 学校卒業後に比較的落ち着くケースもある

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会（2012）「強度行動障害の評価基準等に関する調査について報告書」より引用

名古屋市強度行動障害支援ニーズ把握に係るアンケート調査報告書 令和7年3月

Ⅱ 調査結果:ご家族向け

特性に合った
支援の開始時期

1-12 困っている行動が表れた年齢

幼児期(1歳～6歳頃):44.4%

思春期・成人期になるとより
大変さを実感します…
早期療育や親の理解の大切さを
後から気付くこともあります

1-20-7 自由記述(家族のコメント)

親への支援子どもが2-3歳の頃から親が正しい子育て(強度行動障害、重度の自閉症の子ども)を学べるシステムが必要です。園でも家庭でも子どもと正しく接すれば症状がある程度落ち着くと思います。大人になるにつれ行動をなおすのは大変になります。やはり小さな頃からの習慣を身につけさせるのに、親がまず障害を認め、納得して子育てができるようにしてもらいたいです。

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/_files/00144650/R6needssurvey.pdf

支援開始時期

- 療育センター



- 児童発達支援事業所
- 放課後等デイサービス



- 障害福祉サービス事業所

強行支援(環境調整)が『開始』される

家族も学ぶ

**環境調整・視覚支援
基礎を作る**

生活を安定させる

構造化を 「見て、触れて、現場に！」

<本日準備したもの>

- ・空間の構造化→簡単に作れる方法で20～30分で作成
- ・スケジュール→カードと具体物を用意

スケジュール(カード)



1・2枚提示

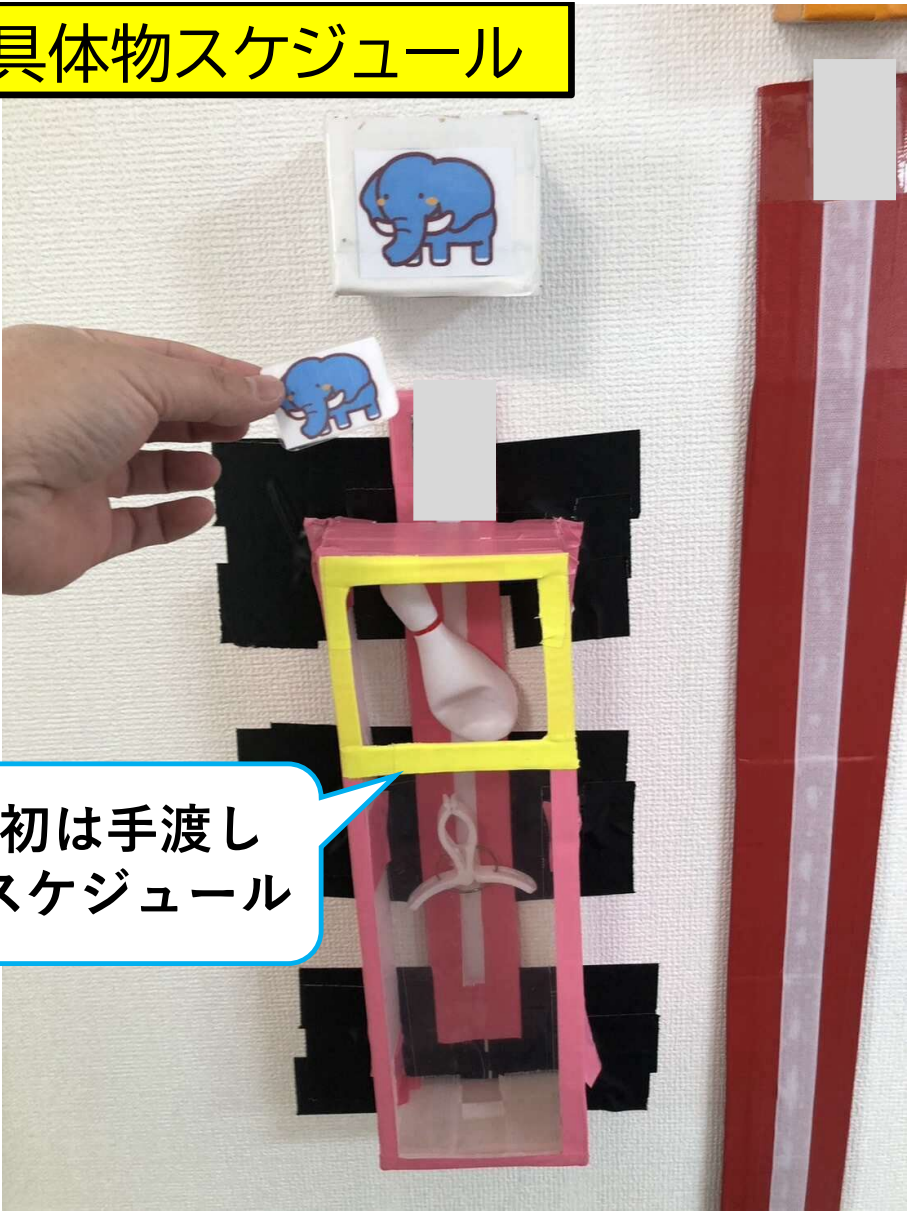


1日提示(カード)



1日提示(文字)

具体物スケジュール



最初は手渡し
→スケジュール





プラダンで作成した仕切り
プラダン+ブックエンド

制作費 「1000円以下」



低めに作成した
個室スペース

ご清聴ありがとうございました

構造化を中心とした支援を見てみたい方は
あいぽまでお問い合わせ下さい

株式会社あいぽ
名古屋市緑区六田二丁目74
052-629-0775

あいぽ
ホームページ

